新潟県臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

新潟県知事　　花　角　　英　世

新潟県規則第53号

新潟県臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県臨床検査技師等に関する法律施行細則（昭和56年新潟県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（衛生検査所の登録申請） **第３条**　法第20条の３第１項の規定による衛生検査所の登録の申請書には、省令第11条第２項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)～(3)　（略） (4) 遺伝子関連・染色体検査の業務を実施する場合において、遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者が医師又は臨床検査技師であるときは、当該者の医師免許証又は臨床検査技師免許証の写し (5) 検査業務に従事する者（管理者、指導監督医、精度管理責任者及び遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者を除く。）が医師、臨床検査技師又は衛生検査技師である場合にあつては、当該者の医師免許証、臨床検査技師免許証又は衛生検査技師免許証の写し (6) 省令第12条第18号に規定する精度管理に必要な措置に関する書類 (7)　（略） (8)　（略）	（衛生検査所の登録申請） **第３条**　法第20条の３第１項の規定による衛生検査所の登録の申請書には、省令第11条第２項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)～(3)　（略） (4) 検査業務に従事する者（管理者、指導監督医及び精度管理責任者を除く。）の医師免許証、臨床検査技師免許証又は衛生検査技師免許証の写し (5) 省令第12条第17号に規定する精度管理に必要な措置に関する書類 (6)　（略） (7)　（略）
（衛生検査所の変更の届出） **第６条**　法第20条の４第３項の規定による変更の届書には、省令第16条第３項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)　（略） (2) 管理者の変更の場合にあつては、第３条第１号に掲げる書類 (3) 指導監督医の変更の場合にあつては、第３条第２号に掲げる書類 (4) 精度管理責任者の変更の場合にあつては、第３条第３号に掲げる書類 (5) 遺伝子関連・染色体検査の精度の確保に係る責任者の変更の場合にあつては、省令第11条第	（衛生検査所の変更の届出） **第６条**　法第20条の４第３項の規定による変更の届書には、省令第16条第３項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)　（略） (2) 管理者又は精度管理責任者の変更の場合にあつては、新たに就任する者の医師免許証、臨床検査技師免許証又は衛生検査技師免許証の写し (3) 指導監督医の変更の場合にあつては、新たに就任する者の医師免許証の写し及び履歴書

２項第５号に掲げる書類及び第３条第４号に掲げる書類	

附　則

この規則は、平成30年12月１日から施行する。